

# 議員に関する事項について

## (協議資料1)

資料1 1 議員定数	1
資料1 2 議員報酬	8
資料1 3 政務活動費	20
資料1 4 三種町議会議員政治倫理条例	24
資料1 5 議長公用車	35
資料1 6 議員の活動費	39



## 議員定数

### 1 議員定数とは

#### ( 1 ) 法的根拠

地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行なうことができない。

3 ~ 8 (略)

#### ( 2 ) 地方自治法の改正経過

- ・ 平成11年改正により、法定定数制度から法定上限制度に改正された。
- ・ 平成23年改正により、法定上限制度が廃止され、条例に完全委任された。

### 2 議員定数の検証

#### ( 1 ) 人口基準

- ・ 従来、議員定数は人口を基準（法定数・法定上限数）としていた。
- ・ 議員1人当たり、何人の人口を代表するのかを考える。

表1 改選期別の議員定数と住基人口

改選年	定数	人口
H18	22	21,060 (H18.06.30現在)
H22	20	19,655 (H22.06.30現在)
H26	18	18,321 (H26.06.30現在)
H30	16	16,879 (H30.06.30現在)
R04	15	15,196 (R04.05.31現在)
(R06)	15	14,357 (R06.06.30現在)

- ・ 全国町村議会議長会発行の「町村議会実態調査結果の概要」を参考とすることができる。

第69回町村議会実態調査結果の概要

調査対象：令和5年7月1日現在の926町村議会（743町・183村）

対象期間：令和4年1月1日～同年12月31日

表 2 全国の類似団体※比較

定 数	10	11	12	13	14	15	16
町村数	13	9	53	14	51	8	13

人口が 10,000 人以上 15,000 人未満の町村（町村数：161）

表 3 県内町村比較

町村名	定数	人口	備 考
小坂町	12	4,626	
上小阿仁村	8	1,981	
藤里町	10	2,857	
三種町	15	14,794	
八峰町	12	6,384	
五城目町	14	8,238	
八郎潟町	12	5,321	
井川町	12	4,339	
大潟村	12	3,007	
美郷町	16	17,991	R07.10.01 から定数 14
羽後町	16	13,513	R06.04.01 から定数 12
東成瀬村	10	2,404	

## （2）常任委員会数基準

- 委員会主義を想定した場合、財政規模や行政組織等を考慮した常任委員会数に、委員会において討議できる人数を乗じて決定する。
- 福島県会津若松市議会の議会制度検討委員会は、平成22年に「議員同士で十分に議論するために7人から8人必要であり、常任委員会が4つあることなどから議員定数を30人とする」と報告した。

表 4 三種町議会の常任委員会の所管等

総務政策 ( 8 人 )	総務課、企画政策課、税務課、農林課、商工観光交流課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
環境厚生 ( 7 人 )	町民生活課、福祉課、健康推進課、建設課、上下水道課、琴丘支所、山本支所

3 委員の意見【令和 6 年 9 月 2 日時点】

- ・ 議員は地域の意見を吸い上げる役割もあるので、これ以上減らさずに、増やすことも検討すべき。
- ・ 人口減少に伴い、1,000 人に 1 人の考え方で、改選後の定数は 14 人がよい。
- ・ 町民感情を考慮すると、1,000 人に 1 人の考え方で、改選後の定数は 14 人がよい。
- ・ 全国的に議員のなり手不足が問題視されているので、減らす方向性は避けられない。
- ・ 町民の話を聞いても、減らすという考えが有力になろう。
- ・ 定数の下限も検討すべき。

「4 議員定数の下限の考え方」参照

4 議員定数の下限の考え方

- ・ 議員定数の決定は、法定定数制度及び法定上限制度が廃止されたため、各地方公共団体の自主的な判断に委ねられている。
- ・ 埼玉県所沢市議会の議会議員定数のあり方に関する審議会は、平成 25 年に「当面の情勢下の政治的な判断として定数減を行う場合には（常任委員会数が 4 の現状では） 1 委員会 8 人、議長を加えた 33 人を下限とすることが望ましい」と答申した。

5 委員の意見【令和 6 年 11 月 28 日時点】

- ・ 現状維持（定数 15）とする。
  - 多様な意見を反映させるため
  - 女性や若者が挑戦しやすくするため
  - 当局の監視機能を維持するため
- ・ 定数 13 とする。
  - 1,000 人に 1 人の考え方による
  - 県内同規模自治体（美郷町・羽後町）の動向を参考に

6 委員会案の中間集約【令和 6 年 12 月 10 日時点】

- 現状維持とする。  
賛成者 3 人  
定数 13 とする。  
賛成者 10 人

## 7 パブリックコメントの実施

( 1 ) 実施期間 令和 7 年 2 月 1 4 日 ( 金 ) ~ 3 月 1 4 日 ( 金 )

( 2 ) 実施方法 町ホームページに掲載

- ・ 議会だより 2 月号 ( パブコメ用紙を挟む。) により事前周知を図る。
- ・ 中間集約した委員会案に対する町民の意見を募集する。
- ・ 意見募集は、議会事務局へのメール及び本庁・支所に受付箱を設置して受付ける。
- ・ 氏名・住所が明記されたものを議会への意見として取扱う。

( 3 ) 委員会案 改選後の議員定数は、次のとおりとする。

- ・ 定数 1 3 ( 2 減 ) とする。

## 8 パブリックコメントの結果

( 1 ) 応募数等

- ・ 応募総数 3 5 件
- ・ 有効応募数 3 2 件
- ・ 無効応募数 3 件 ( 氏名・住所不記載 )

( 2 ) 意見 ( 漢字・ひらがな表記、誤字脱字、句読点の整文あり )

- ・ 町民の人口減に伴い、定数の削減は当然だと思います。しかし、民意を公平に反映する意味で、一地区に偏らないよう八竜・山本・琴丘、各地区から 4 名くらいにし、人口の多い地区から 1 名追加し合計 1 3 名としたらいかがでしょうか。
- ・ 若手が入るスペースを残してほしいです。町民の声に耳を傾けられる方、日頃から活動ぶりが感じられる方だけでよい。森山議員の地域活動、畠山勝巳議員のはたかつ通信は素晴らしいと思います。
- ・ 1 人減でよいと思う。
- ・ 新聞に能代市が 1 8 人にするという記事がありました。八峰町が 1 2 人で藤里町が 1 0 人だということを考えれば、1 4 人が丁度良いのではないですか。
- ・ 町民の声を活かせるなら何人でもよい。
- ・ 定数減については、大変によいことです。旧三町に公平になるように議員数を設ける。例：琴丘 4 人・八竜 5 人・山本 6 人
- ・ 人口減とともに議員定数を減らしていくのは致し方ないかと思いますが、現状 1 5 人から 2 人減となると、町民の声が届きにくいなどが考えられますので、現状維持か 1 人減が望ましい。

- ・ 議員定数は、1人減の14人が、現状の人口に対してよいのではないかと思います。一気に2人減するのではなく、町の人口状況を見ながら定数を減らしてもよいと思う。
- ・ どうでもよい。
- ・ 議員は地域の声を吸い上げる役割があると云うが、選挙時だけ応援してと願いに来るが、当選すれば4年間一切来ない。また、人口減少の実情と同規模自治体等を勘案すれば13人とすることが妥当と判断します。
- ・ 全国同一規模の議会と同じくらいか、国の指針のようなものを参考とした定数ならよいと思います。
- ・ 賛成します。
- ・ 賛成
- ・ よいとします。
- ・ 三種町は人口が減っているので、議員も減ってよいと思います。
- ・ 多様な意見を反映するためには、現状維持（15人）でよいです。
- ・ 納得できる。ただ、議員の中に極論だが、報酬を半分にしてでも定数を増やすという意見があればと思う。
- ・ 町の人口動向を考えると減とすべきかな？とは思いますが、今回は現状維持に賛成です。理由1：町の将来をしっかりとと考え、物言う議員が増えてきている（頼もしい限り）。理由2：今後、若者や女性に門戸を開きたい。
- ・ 【記号のマルの表記】
- ・ 町の人口も減っているし、議員数減ってもよいかな。
- ・ 財政負担の軽減、また、意思決定が、より早くなるとともに、議会運営の効率化によって、より生産的な討論が行われるようになり議会の質が高まる可能性があると思います。また、人口に見合った議員定数が大事だと思います。
- ・ 現状維持
- ・ 2人減でよいと思う。
- ・ これから先の人口減少を考えても、2人の減は必須と思います。
- ・ 賛成
- ・ 現状維持
- ・ 秋田県の住みよい街 1目指している現在、移住者の関心を見るためにも、定数は現状のままでよい。
- ・ 現状15名でよい。
- ・ 減らしてよい。地域の声を拾い上げられなくなる懸念はあるが、地区の会長等と連携を図れば問題ないと思う。
- ・ 現状（15人）のままでよいと思います。定数減少になると、若い意欲のある方の参入のハードルが高くなるような気がします。
- ・ 反対
- ・ よいと思います。

## 9 委員の意見【令和 7 年 5 月 30 日時点】

## (1) 令和 6 年 11 月 28 日全体会の提案

現状維持（定数 15）とする。

定数 13 とする。

## (2) 令和 7 年 5 月 30 日全体会の追加提案

定数 14 とする。

## 10 討論【令和 7 年 8 月 1 日】

現状維持（定数 15）に賛成

- 当局を監視し、住民の要望・意見を議会に反映させるためには、減らすべきではない <伊藤千作>

定数 13 に賛成

- なし

定数 14 に賛成

- 多様性を維持するためにはある程度の定数を維持することが必要だが、パブコメでは定数 13 と現状維持が半々程度で、また、定数 14 の支持もあったので、民意を反映して 14 が妥当 <森山大輔>

- 議会内でも町民のアンケートでも、定数 13、14、15 と意見がいろいろあったので、中間を探り 14 が妥当 <平賀 真>

## 11 委員会の決定【令和 7 年 8 月 1 日】

~~現状維持（15）~~ ...

- 改選後の議員定数は、13（2減） とする。

14（1減） .....

表 5 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
1人					委					欠				
2人					委					欠				
9人					委					欠				

委員長は採決に参加しません。

1 2 三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

( 1 ) 改正案

- ・ 三種町議会の議員の定数は、14人とする。

( 2 ) 公布・施行日

- ・ 公布日 令和7年9月定例会に条例案を上程し、議決次第公布する。
- ・ 施行日 公布日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

## 議員報酬

### 1 議員報酬とは

#### ( 1 ) 法的根拠

地方自治法

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2・3 (略)

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### ( 2 ) 性格

議員に対する報酬は「役務の対価」であり、首長等に対する給料の「生活給」とは異なる。しかし、役務（活動量）が増えれば、生活するのに支障をきたさない額が必要という論理（生活給的な要素）も内包する。

表 1 役務の範囲

範囲内	議会活動（本会議、委員会、全員協議会、派遣 等） 議員活動（会派・議員による調査研究 等）
範囲外	政治活動（政党活動、選挙活動、後援会活動 等）

### 2 議員報酬額の検証

#### ( 1 ) 原価方式（蓄積方式） 昭和 53 年モデル・改訂平成 31 年モデル

- 昭和 53 年モデルは、首長の実働日数（330 日）と議員の実働日数（103 日）を比較して算定したもので、当時の全国町村議會議長会は、議長は首長の給料の 40 ~ 54 %、副議長は 33 ~ 37 %、議員は 30 ~ 31 % 相当額という「標準」を示している。
- 改訂平成 31 年モデルは、それぞれの議会・議員活動を明確化すべきことを指摘し、「標準」の提示は行われていない。

表 2 三種町における議員報酬と町長給料の比較

職名	議員報酬	町長給料	比率
議長	288,000 円	755,000 円	38.1%
副議長	255,000 円		33.7%
議員	241,000 円		31.9%

## (2) 比較方式(類似団体比較)

- 類似団体のそれぞれの活動内容(役務)は異なることから、理論的な根拠が弱いと言われている。
- 全国町村議会議長会発行の「町村議会実態調査結果の概要」を参考とすることができる。

## 第69回町村議会実態調査結果の概要

調査対象：令和5年7月1日現在の926町村議会(743町・183村)

対象期間：令和4年1月1日～同年12月31日

表3 全国・類似団体※平均比較

職名	三種町	全国平均	類似団体平均
議長	288,000円	296,006円	305,109円
副議長	255,000円	240,274円	247,431円
議員	241,000円	218,218円	226,329円
常任委員長		224,347円	230,645円
議運委員長		224,711円	230,716円
(町村長)	755,000円	736,464円	754,532円

人口が10,000人以上15,000人未満の町村(町村数:161)

表4 県内町村比較

町村名	議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長	(町村長)
小坂町	253,000	229,000	222,000			628,000
上小阿仁村	252,000	225,000	214,000			649,000
藤里町	279,000	242,000	233,000			712,000
三種町	288,000	255,000	241,000			755,000
八峰町	276,000	242,000	233,000			750,000
五城目町	280,000	245,000	235,000			720,000
八郎潟町	210,000	194,000	186,000			630,000
井川町	252,000	225,000	212,000			710,000
大潟村	255,000	212,000	199,000			620,000
美郷町	288,000	264,000	255,000			796,000
羽後町	288,000	267,000	253,000			776,000
東成瀬村	255,000	221,000	211,000			730,000
(県内平均)	264,666	235,083	224,500			706,333

## (3) 収益方式(成果重視)

- ・ 収益(町政への寄与)を数値化する算定方法が確立されていない。

熊本県五木村議会は、平成22年度に外部委員の評価を報酬の20%に反映させる成果報酬制度を始めたが、年間で最高51万6千円から最低0円までの開きがあるなど、公正な評価が難しく平成24年12月に廃止されている。

(4) 原価方式(蓄積方式) 令和4年モデル

- ・ 従来の原価方式を「活動内容を踏まえた原価方式」として深化させたもので、「表に現れない活動(議案の精読や住民との接触等の個々の議員・会派で行う活動)」の基準をそれぞれの議会の考え方によって明確化した上で表に出し、それを数値化するものである。
- ・ 議員の活動日数の数値化は、「時間単位で積算する」「8時間を1日として日数換算する」「活動に要した時間も含める」などのルールを定めた上で、一定期間、活動調査シートなどに記録して算出する。
- ・ 算定式

$$\frac{\text{議会}^{*1} \cdot \text{議員}^{*2} \text{の活動日数}}{\text{首長の職務遂行日数}^{*3}} \times \text{首長の給料} = \text{議員報酬額}$$

- 1 本会議・委員会・全員協議会・派遣・法定外会議 等
  - 2 日常の議員活動(議案の精読・一般質問の準備・住民対話 等)
  - 3 365日 - 120日(土・日曜日104日 + 祝日16日) × 1/2 = モデル305日
- ・ 原価方式が期待する報酬額に見合う全国町村議會議員の活動日数の平均は、首長の職務遂行日数にモデル値を使った場合、約91日となる。
  - ・ 原価方式が期待する報酬額に見合う三種町議會議員の活動日数は、首長の職務遂行日数にモデル値を使った場合、約98日となる。
  - ・ 令和5年における三種町議會議員の議会の活動日数(会議等に要した時間及びその前後それぞれ1時間を含め、8時間を1日として換算する。)は、約15日(本会議約9日、予算決算特別委員会約1日、全員協議会約3日、全議員を対象とした議員派遣約2日)である。
  - ・ 首長の活動量をモデル値ではなく実際の値を用いた場合は、それに応じて増減する。

## 3 全国町村議会議長会の動向

## (1) 「議員報酬に関するアンケート調査」の結果

令和5年度議員報酬に関するアンケート調査結果の概要

調査対象: 令和5年4月1日現在の926町村議会(743町・183村)

対象期間: 令和3年4月2日～令和5年4月1日

表 5 議員報酬の検討

検討済	検討中	検討していない	合計
140 議会	94 議会	692 議会	926 議会

表 6 議員報酬の増額

増額した	増額していない	合計
66 議会	860 議会	926 議会

表 7 議員報酬の増額根拠（複数回答可）

原価方式	比較方式	近隣町村とのバランス	行政職員の給与を参考	その他
10 議会 <sup>※1</sup>	23 議会	39 議会	5 議会	16 議会 <sup>※2</sup>

1 原価方式の算定に用いられた議会・議員の活動日数の平均は 93.6 日

2 主な回答は「全国平均との比較」「以前の議員報酬の水準に戻した」

## ( 2 ) 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議

### 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬（平均月額約 21.7 万円）が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

町村議会の議員報酬月額の水準は、永きにわたり、町村長の給料月額の約 30% 程度に据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。

この背景には本会が昭和 53 年に議員報酬の全国標準を長の給料月額の約 30% として示したことが影響していると考えられるが、社会情勢が大きく変化し、議会・議員の職責や活動量も増大した今日においても、各町村がこの標準に縛られ、議員報酬の水準が据え置かれている状況にある。

こうしたことを踏まえ、本会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」（令和 4 年 2 月 研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（江藤俊昭大正大学社会共生学部教授）』）等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第 33 次地方制度調査会の答申（令和 4 年 12 月）においても肯定的に捉えられている。

今こそ、我々は、実態にそぐわない昭和 53 年標準をここに廃止するとともに、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。

よって、国においては、町村議会の議員報酬の適正化のため、議員報酬の引き上げに向けた環境整備を図るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

1 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。

2 議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること。

3 議員報酬を検討するに当たって、町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意するよう、町村に周知すること。

なお、これに伴い、「特別職の職員の給与について（昭和 43 年 10 月 17 日自治給第 94 号自治省行政局長通知）」は見直すこと。

( 1 ) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。

( 2 ) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。

( 3 ) 議会：議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。

( 4 ) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。

( 5 ) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和 6 年 5 月 22 日

全国町村議會議長会  
都道府県会長会

#### 4 役職加算の検証

- 議長は対外的に議会の代表権を有しており、副議長はその職務を代理する立場にあることから、他の議員とは異なる権限と責任があることを考慮し、報酬上の加算が行われている。
- 正副委員長は議会内部の役職ではあるが、委員会の運営や付随する役職など、他の議員に比べて職務が加重されていることから、報酬上の加算が行われている議会もある。
- 役職加算の実態は、「第 66 回町村議会実態調査結果（R02.07.01 現在）の概要」から、議長は議員の 1.36 倍、副議長は 1.10 倍、委員長は 1.03 倍となっている。

表 8 全国・類似団体※における対議員報酬倍率の比較

職名	三種町	全国平均	類似団体平均
議長	1.20 倍	1.36 倍	1.35 倍
副議長	1.06 倍	1.10 倍	1.09 倍
常任委員長		1.03 倍	1.02 倍
議運委員長		1.03 倍	1.02 倍

人口が 10,000 人以上 15,000 人未満の町村（町村数：161）

## 5 委員の意見【令和6年9月2日時点】

- ・これまでに当町議会は、議員報酬額の見直しを行ったことがあるか。  
「6 三種町議会議員報酬額の変遷」参照
- ・議員定数が減となった場合は、議員報酬総額を据置き、減員分の報酬額を現行の報酬額に上乗せする方法も検討すべき。  
「7 減員分報酬額の上乗せ見積」参照
- ・報酬増としている事例があつたら参考としたい。  
「8 議員報酬額を増額した井川町議会の事例」参照
- ・原価方式（令和4年モデル）については、現特別委員会の任期での調査が難しいため、長期的に検討する必要がある。
- ・役職加算については、正副議長の活動量を反映しているか不明なため、検証が必要ではないか。
- ・社会状況を反映することにして、県人事委員会勧告を考慮してはどうか。  
「9 県人事委員会勧告の仕組」参照

## 6 三種町議会議員報酬額の変遷

- ・山本郡南部三町合併協議会の決定からこれまでに、議員報酬額の見直しを行ったことはない。

## 7 減員分報酬額の上乗せ見積

- ・議員定数が1減となった場合の議員報酬月額241,000円を、議長、副議長、議員12人で按分（千円以下切捨て）する。
- ・役職加算は、三種町における対議員報酬倍率（議長は議員の1.20倍、副議長は1.06倍）を適用する。

表9 三種町議会の役職加算倍率を適用した見積（1人当たり）

職名	現行	見積額	差額	役職加算
議長	288,000円	308,000円	20,000円	1.20倍
副議長	255,000円	273,000円	18,000円	1.06倍
議員	241,000円	258,000円	17,000円	
計*	3,676,000円	3,677,000円	1,000円	

計の算出は、議員の列について、現行は13人を乗じ、見積額は12人を乗じている。

- ・議員定数が1減となった場合の議員報酬月額241,000円を、議長、副議長、委員長4人（総務政策・環境厚生・広報広聴・議会運営）、議員8人で按分（千円以下切捨て）する。

- 役職加算は、全国における対議員報酬倍率（議長は議員の 1.36 倍、副議長は 1.10 倍、委員長は 1.03 倍）を適用する。

表 10 全国の役職加算倍率を適用した見積（1人当たり）

職名	現行	見積額	差額	役職加算
議長	288,000 円	343,000 円	55,000 円	1.36 倍
副議長	255,000 円	277,000 円	22,000 円	1.10 倍
委員長	241,000 円	260,000 円	19,000 円	1.03 倍
議員	241,000 円	252,000 円	11,000 円	
計*	3,676,000 円	3,676,000 円	0 円	

計の算出は、委員長の列について、現行・見積額ともに 4 人を乗じ、議員の列について、現行は 9 人を乗じ、見積額は 8 人を乗じている。

## 8 議員報酬額を増額した井川町議会の事例

- 議会は、令和 4 年 6 月定例会において議会定数及び報酬特別委員会を設置し、議員報酬についての調査を付託した。
- 議会定数及び報酬特別委員会は、同年 7 月 13 日から調査を行い、令和 5 年 4 月 28 日に議長へ調査報告書を提出した。
- 議会はこれを提言書としてとりまとめ、同年 5 月 12 日に町長へ提出した。

### 調査報告書・提言書の概要

原価方式（令和 4 年モデル）を採用し、活動日数 123.22 日として議員 291,000 円（79,000 円増）委員長は活動日数 4 日プラスで 301,000 円（89,000 円増）正副議長は秋田県及び全国平均の係数値を参考にそれぞれ 1.3 倍と 1.1 倍にして 378,000 円（126,000 円増）320,000 円（95,000 円増）とする。

- 町長は、議会の提言書を受け、議員報酬額に関する条例を議会に提出するため、令和 5 年 6 月 21 日に特別職報酬等審議会へ諮問した。
- 特別職報酬等審議会は、同日から延べ 3 回の審議を行い、令和 5 年 8 月 8 日に町長へ答申した。

### 答申書の概要

#### 3 審議経過及び内容

井川町議会から提出された提言書において、報酬算定の基礎とした、原価方式について議論した。その中で、町長と議員の仕事内容を同一に捉えることが、ふさわしくないと言う意見が多数出された。また、算定項目の議員活動（領域 C）について、正確な数字と捉えられないとの意見も多く出された。

議員報酬を増額することに対しては、議員定数を削減する中での増額については、肯定的な意見が多く出された。また、職業としての議員報酬を考えた場合、現行の報酬額では少ないととの意見も出された。ただし、提言された報酬額は、県内町村と比較しても、町民の理解を得られる金額ではないとの意見が多

数を占めた。議員活動は同一であるとの考え方から、秋田県内の町村議員報酬との比較も重要であるとの意見も出された。

#### 4 議員報酬について

委員の意見として、以下のとおり3つ意見が出された。

(1) 現在の報酬額に留める意見

(2) 議員定数12名の報酬等の総額の中で、1名定数を削減した相当分を増額するべきとの意見

(3) 一律に削減した平成17年の報酬に戻す意見

(2)の意見が多数を占めたが、(3)の意見も複数あったことから、報酬額に幅を持たせた答申とすることに決定した。

議長 271,000円～280,000円の範囲内の額

副議長 244,000円～250,000円の範囲内の額

議員 231,000円～235,000円の範囲内の額

改定時期については、次の改選期である令和6年2月1日が適当である。

委員長報酬については、秋田県内での町村で採用しているところがないことから、今回の審議会では採用しないこととする。

#### 6 付帯意見

審議会における議論の中で次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

(1) 議員活動が町民の目に見えない状況である旨の発言が多く寄せられたことから、今後は活動の状況を今以上に町民に公開する必要がある。議員はすばらしい職業であり、魅力のある仕事と捉えられるよう期待する。

- 町長は、特別職報酬等審議会の答申を受け、令和5年12月定例会に議員報酬条例の一部改正案を提出した。
- 議会は、賛成9：反対1（欠員1、議長を除く。）でこれを可決し、令和6年2月1日から施行されている。

#### 議員報酬条例の一部改正案の概要

議長	月額	252,000円	280,000円 (28,000円増)
副議長	月額	225,000円	250,000円 (25,000円増)
議員	月額	212,000円	235,000円 (23,000円増)

(参考：一律に削減した平成17年の報酬と同額)

#### 9 県人事委員会勧告の仕組

- 月例給の勧告は、民間と県職員の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を図るために行われる。
- 民間給与の調査は、企業規模50人以上、事業所規模50人以上の従業員が対象となる。
- 県職員給与の調査は、行政職給料表適用職員が対象となる。
- 民間給与と県職員給与の比較は、役職段階・学歴・年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較する。

- そして、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して決定される。

#### 10 委員の意見【令和6年11月28日時点】

- 現状維持（議長288千円、副議長255千円、議員241千円）とする。  
議長報酬は同規模自治体である美郷町と同額であり、副議長報酬は全国平均より高額なため
- 議長327千円（39千円増）、副議長265千円（10千円増）とする。  
役職加算について、対議員報酬倍率を全国平均まで引上げるため  
(議長1.20倍 1.36倍、副議長1.06倍 1.10倍)
- 委員長248千円（7千円増）とする。  
役職加算について、対議員報酬倍率を全国平均により新設するため  
(委員長1.03倍)

#### 11 委員会案の中間集約【令和6年12月10日時点】

現状維持とする。

賛成者9人

議長327千円、副議長265千円、委員長248千円とする。

賛成者2人

議長327千円、副議長265千円とする。

賛成者2人

#### 12 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間 令和7年2月14日（金）～3月14日（金）

(2) 実施方法 町ホームページに掲載

- 議会だより2月号（パブコメ用紙を挟む。）により事前周知を図る。
- 中間集約した委員会案に対する町民の意見を募集する。
- 意見募集は、議会事務局へのメール及び本庁・支所に受付箱を設置して受付ける。
- 氏名・住所が明記されたものを議会への意見として取扱う。

(3) 委員会案 改選後の議員報酬は、次のとおりとする。

- 現状維持（議長288千円、副議長255千円、議員241千円）とする。

## 1 3 パブリックコメントの結果

## ( 1 ) 応募数等

- ・ 応募総数 33件
- ・ 有効応募数 31件
- ・ 無効応募数 2件（氏名・住所不記載）

## ( 2 ) 意見（漢字・ひらがな表記、誤字脱字、句読点の整文あり）

- ・ 物価高に比例して、値上げするのは自然の流れでしょうが、ほとんどの町民が苦しい思いをしているのが現状だと思います。今しばらく現状維持がよいと思います。
- ・ 業務内容に応じて調整してもよいと思います。
- ・ よいと思う。
- ・ 副議長さんって普段何をしているんですか？議長さんはいろいろな会とかに行っているようですが、副議長さんの活動が一番見えないのに高いのはどうかと思います。
- ・ そのまま。居眠りしたら減額。
- ・ 全県町村議員報酬を比べて、能代山本地区は高い報酬であることから、全県町村の平均まで下げるべきである。
- ・ 今後の成り手を考えると現状維持、あるいは、報酬アップが望ましい。
- ・ 全国的に議員の成り手不足と言われている中で、時代に合った報酬に改定すべきだと思います。議長、副議長、議員の報酬を各3万円ずつ引き上げ、成り手不足解消につながると思います。
- ・ 賛成
- ・ 同規模自治体と比較しても遜色ないとしますので、現状維持が妥当と判断する。
- ・ 議員業務がボランティア化しては困ります。副業しなくても生活できるように、また、議員の成り手が増えるよう、もっと報酬は上げた方がよいと思います。
- ・ 賛成します。
- ・ 賛成
- ・ はい。
- ・ 報酬について、現状維持は反対です。町民の所得は不足になっています。
- ・ 現状維持で仕方ないと思います。
- ・ 町民感情としては、働かない議員が同額であることが残念ではある。当たり前にもらうのではなく、働いた分だけもらう感覚であってほしい。
- ・ 住民は現在、物価高騰で苦しい生活を余儀なくされています。世情を鑑みれば、議員報酬は現状維持に賛成です。余談ですが、議会傍聴して思うことは、真剣さの見られない態度の議員に腹が立ちます。

- ・ 高すぎる。
- ・ それなりに働いてほしい。
- ・ 現状維持
- ・ 現状維持
- ・ 議長の公務は激務と聞いたことがあるため、議長報酬だけ増額かなと思います。
- ・ 賛成：この案件を上程すると必ず反対する議員がいます。本人の賃上げ分を「赤い羽根共同募金」に寄付することをお奨めします。公職選挙法違反ではありません。
- ・ 議長、副議長、役職員は値上げする方がよい。
- ・ 町民の代表である以上、現状でよいと思う。
- ・ 議員はそのままで、役員の報酬は引き上げを目指してほしい。
- ・ 財政難なら減らすべき。議員にとってではなく、町にとって使った方が望ましいと思う。
- ・ 役職議員の報酬は引き上げてもよいと思う。
- ・ 賛成
- ・ よくわかりません。

#### 1 4 委員の意見【令和 7 年 5 月 30 日時点】

##### ( 1 ) 令和 6 年 11 月 28 日全体会の提案

現状維持（議長 288 千円、副議長 255 千円、議員 241 千円）とする。

議長 327 千円、副議長 265 千円、委員長 248 千円とする。

議長 327 千円、副議長 265 千円とする。

##### ( 2 ) 令和 7 年 5 月 30 日全体会の追加提案

- ・ なし

#### 1 5 討論【令和 7 年 8 月 1 日】

現状維持（議長 288 千円、副議長 255 千円、議員 241 千円）に賛成

- ・ 役職加算の倍率を全国平均まで引上げるという案もあるが、ベースとなる議員報酬について議論がないまま上乗せ分だけ引上げることはできないし、また、報酬は長期的に検証する必要がある＜児玉儀広＞

議長 327 千円、副議長 265 千円、委員長 248 千円に賛成

- ・ 現行の役職加算は、活動時間に比べて低く設定されていると思われるので、全国平均まで引上げるべき＜森山大輔＞

議長 327 千円、副議長 265 千円に賛成

- ・ なし

## 16 委員会の決定【令和7年8月1日】

- 改選後の議員報酬は、

現状維持（議長288千円、副議長255千円、議員241千円）…

~~議長327千円、副議長265千円、委員長248千円~~.....

~~議長327千円、副議長265千円~~.....

とする。

表11 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
10人					委					欠				
2人					委					欠				
0人					委					欠				

委員長は採決に参加しません。

## 政務活動費

### 1 政務活動費とは

#### (1) 法的根拠

地方自治法  
 第100条（略）  
 2～13（略）  
 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。  
 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。  
 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。  
 17～20（略）

#### (2) 地方自治法の改正経過

平成12年の地方分権改革の時代に、議会力アップのための条件として「政務調査費」が制度化（平成13年4月施行）され、その後、使い勝手が悪いという声におされて法改正（平成25年3月施行）されたのが「政務活動費」である。

表1 議会・議員活動の対象経費

議会・議員の活動内容	対象経費	
<b>議会活動</b> ・本会議、委員会、全員協議会、派遣 等	費用弁償	
<b>政務活動</b> ・会派、議員としての活動のうち、調査研究活動と認められるもの 〔例：議会活動に係る調査、議会活動に係る資料の作成、議員・会派による広報活動、会派による会議 等〕	政務調査費	政務活動費
<b>政務活動</b> ・会派、議員としての活動のうち、調査研究活動と認められないもの 〔例：補助金の要請活動 等〕		※
<b>政治活動等</b> ・政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動 等		

充当可能経費の範囲は、条例で定める。

## 2 政務活動費の充当経費

政務活動費の充当経費は、それぞれの議会が条例で定める。

表2 政務活動費を充当することができる経費の範囲の例

調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う町村の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 [例：施設入場料、旅費、調査委託費 等]</li> </ul>
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う研修会、講演会の開催に要する経費 [例：会場・機器借上料、講師謝礼 等]</li> <li>団体等が開催する研修会、講演会への参加に要する経費 [例：市町村アカデミーが実施する議員研修への参加費 等]</li> </ul>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う政務活動のための会議に要する経費 [例：会場借上料、参加費、茶菓代 等]</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員の活動に必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費 [例：「月間 地方議会人」の定期購読料 等]</li> </ul>
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う議会活動に必要な資料を作成するために要する経費 [例：資料印刷費、コピー代 等]</li> </ul>
広報広聴費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う議会活動・町村の政策の広報及び広聴活動に要する経費 [例：広報紙印刷費、原稿料 等]</li> </ul>
要請等活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が要請、陳情等を行うために要する経費 [例：旅費、要請先への手土産 等]</li> </ul>
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う議会活動に係る事務遂行に要する経費 [例：事務用品・備品購入費、通信費 等]</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費 [例：給料、各種手当 等]</li> </ul>
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派や議員が行う政務活動のために必要となる事務所の設置・監理に要する経費 [例：賃料、光熱水費 等]</li> </ul>

### 3 政務活動費の支給実態

全国町村議会議長会発行の「町村議会実態調査結果の概要」を参考とする。

#### 第 69 回町村議会実態調査結果の概要

調査対象：令和 5 年 7 月 1 日現在の 926 町村議会（743 町・183 村）

対象期間：令和 4 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日

表 3 政務活動費の交付に関する条例の制定状況

条例の制定		合 計
制定している	制定していない	
200 議会*	726 議会	926 議会

収支報告書への領収書の添付義務	
有	無
200 議会	0 議会

県内町村議会の制定はない。

表 4 政務活動費の交付方法

交付対象	交付方法			
	前 払 い	会派に前払い、会派から議員に後払い	後 払 い	合 計
議 員	76 議会	0 議会	30 議会	106 議会
会 派	19 議会	5 議会	2 議会	26 議会
会派及び議員	29 議会	1 議会	1 議会	31 議会
会派又は議員	30 議会	0 議会	7 議会	37 議会
合 計	154 議会	6 議会	40 議会	200 議会

表 5 政務活動費の 1 人当たりの交付額（月額\*）

交付対象	平 均 付 交 額	交付額			
		10,000 円未満 20,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円以上	合 計
議 員	9,813 円	45 議会	49 議会	12 議会	106 議会
会 派	10,218 円	11 議会	12 議会	3 議会	26 議会
会派及び議員	9,081 円	13 議会	16 議会	2 議会	31 議会
会派又は議員	9,035 円	19 議会	13 議会	5 議会	37 議会
合 計	9,608 円	88 議会	90 議会	22 議会	200 議会

「四半期」「半年」「年」「その他」の交付方法については、月額に換算

## 4 委員の意見【令和6年9月2日時点】

- ・ 現状で不便を感じたことがないので不要。
- ・ 現時点では必要ない。

## 5 討論【令和6年11月28日】

政務活動費の導入に反対

- ・ わずかな金額のために煩雑な事務を負う必要性を感じない<伊藤千作>

政務活動費の導入に賛成

- ・ なし

## 6 委員会の決定【令和6年11月28日】

導入しない...

- ・ 改選後の議会において政務活動費は、  
導入する.....

こととする。

表6 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
13人					委									
0人					委									

委員長は採決に参加しません。

## 三種町議会議員政治倫理条例

### 1 三種町議会議員の在り方に関する協議

- ・ 執行機関が設置した委員会等の委員への就任の制限について
- ・ SNS・ブログの運用ガイドラインの策定について  
例規整備するか協議する。  
例規のうち条例に整備する場合は、既存条例の三種町議会議員政治倫理条例に組込むこととする。

### 2 「執行機関が設置した委員会等の委員への就任の制限」の協議

#### (1) 執行機関が設置した委員会等とは

##### 附属機関

- ・ 執行機関（町長、委員会等）に置かれる合議制の機関であり、執行機関の事務執行の前提として、必要な調停、審査、審議または調査等を行うことを職務としており、最終的な意思を決定する権限はない。
- ・ 法律または条例により設置される。
- ・ 構成員の身分は、非常勤の特別職となる。
- ・ 構成員への対価は、報酬が支給される。

##### 附属機関に該当しない委員会等

- ・ 行政運営上の参考に資するため、有識者等を集め、意見聴取・意見交換・政策等に関して助言を求めるための場で、最終的な意思を決定する権限はない。
- ・ 規則または要綱等により設置される。
- ・ 構成員の身分は、私人となる。
- ・ 構成員への対価は、謝礼（報償費）が支給される。

表1 付属機関等の設置根拠等

種 別	設置根拠	身 分	対 価
附属機関	法律・条例	非常勤特別職	報 酬
附属機関に該当しない委員会等	規則・要綱等	私 人	報償費

#### 地方自治法

第138条の4（略）

2（略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 第 202 条の 3 (略)

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

## 3 (略)

第 203 条の 2 普通地方公共団体は(中略)審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員(中略)に対し、報酬を支給しなければならない。

## 2 ~ 5 (略)

## (2) 就任の制限の必要性の考察

- 議会の議員が、附屬機関等の委員になることを制限した法令はない。
- しかし、執行機関と議決機関の権能の独立の趣旨から考えると、議会の議員が、附屬機関等の委員になることは適切ではない。

## 行政実例

調停委員会の活動の限界(昭和 28 年 1 月 21 日自行行発第 16 号)

問 第 202 条の 3 によれば、附屬機関は条例の定めるところにより調停等を行う機関とするとあるが、調停委員会を設置する場合、附屬機関の構成員に議会の議員を加えることができるか。

答 違法ではないが適当ではない。

## (3) 事例

## ゆうべつちょう

## 湧別町の附屬機関等への議員の就任制限に関する要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨から、町長の設置した附屬機関等への議員の就任を制限することで、それぞれの権限を尊重し、町政の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「附屬機関等」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により法律又は条例に基づき設置される審議会、協議会、審査会又は調査会等の機関をいう。

## (就任の制限)

第 3 条 議会の議員は、第 1 条の趣旨に従って、町長の設置した附屬機関等の委員及び役員等(以下「委員」という。)に就任しないものとする。ただし、法律又はこれに基づく命令(以下「法令等」という。)に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

## (議長の責務)

第 4 条 議長は、立法機関の権限を尊重し、議会運営において特に必要があると認める場合は、附屬機関等が開催した審議内容について、町長に通知し、報告を求めなければならない。

## (就任する附屬機関等)

第 5 条 第 3 条ただし書によって就任する委員の附屬機関等は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定に基づき委員に就任した者は、委員として審議会及び会議等に出席した場合は、審議内容を文章又は口頭で、議長に報告しなければならない。ただし、監査委員を除く。

## (新規及び既存の附屬機関等の取扱い)

第 6 条 新規及び既存の附屬機関等の取扱いについては、法令等に議会議員と明記されているもの又は議員と解釈できるもの以外は、委員を選出しない。

2 前項の規定において、法令等が改正された場合及び異議が生じる場合は、議長が、全員協議会に諮り決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月1日議会訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月1日議会訓令第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日議会訓令第1号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名称
遠軽地区広域組合議会議員
湧別町監査委員
湧別町民生委員推薦会委員
湧別町防災会議委員
湧別町国民保護協議会委員
湧別町農業委員会委員

3 「SNS・ブログの運用ガイドラインの策定」の協議

(1) SNS・ブログとは

- ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略）は、インターネット上でのコミュニケーションが特徴なメディア（例：Facebook、YouTube、X（旧Twitter）など）で、投稿した記事は時間の経過と共にフロー（流動）していく性質を持つ。
- ・ ブログ（ウェブロゴの略）は、不特定多数の人に、十分な量の情報を、広く発信できるという「情報発信」が特徴なメディアで、投稿した記事がストック（蓄積）されていく性質を持つ。

(2) 運用ガイドラインの必要性の考察

- ・ 議員個人のSNS等による情報発信は、議員個人の責任において行われるべきものである。
- ・ しかし、公職である議員の投稿は社会的責任が伴うものであり、町・議会・議員の信用を損なわないよう、最低限のルールは必要である。

あげおし  
上尾市議会の議会改革特別委員会報告書（令和5年12月）「SNS等情報発信の基準」を要約

## (3) 事例

## 上尾市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和5年10月23日  
議会改革特別委員会決定

## 1 目的

FacebookやX(旧Twitter)などのソーシャルメディアは、インターネット上で文章、写真、動画などの情報を発信し、共有された情報に対する他の利用者の意見を聴取することができるプラットフォームである。

しかし、一度発信した情報を完全に削除することは困難であるため、誤った情報や誤解を招く情報を発信した場合は、情報の訂正が難しく、トラブルになる場合がある。

このため、上尾市議会議員として、ソーシャルメディアを利用し情報を発信する場合の留意すべき事項等(ソーシャルメディア運用ガイドライン)を策定する。

## 2 ソーシャルメディアの定義

Facebook、X(旧Twitter)、Instagram、YouTube、TikTok、電子掲示板など、インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりすることで、不特定多数の他の利用者とのコミュニケーションを可能とする情報伝達媒体をいう。

## 3 留意すべき事項

- (1) 上尾市議会基本条例及び上尾市議会議員政治倫理条例の趣旨を踏まえ、議員の役割を自覚し、良識ある情報とすること。
- (2) 基本人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- (3) 発信する情報は、正確を期すとともに、誤解を招くことのないよう努めること。
- (4) 発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応すること。
- (6) 公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること。
- (7) 一度発信した情報を完全に削除することは困難であることを認識すること。
- (8) 強力なパスワードを設定するなど、アカウントのセキュリティを確保すること。

## 4 発信すべきでない情報

- (1) 特定の企業・団体への利益誘導を目的とする情報
- (2) 不敬な言い方を含む情報
- (3) 人種、思想、信条等に関し、差別的な表現を含んだ情報、又は差別を助長させる情報
- (4) 違法行為又は違法行為を煽る情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 非公開の会議の内容に関する情報
- (7) その他公序良俗に反する一切の情報
- (8) 上記の内容を含むホームページのリンク情報

#### 4 例規の制定形式

##### (1) 条例

- ・ 議会の議決によって制定される「自治立法」をいう。
- ・ 国の法令に違反しない範囲で、町の区域内でのみ効力を有するルール。
- ・ 住民の権利義務に関するもの、刑罰に関するものは、条例による。

##### (2) 規則

- ・ 町長の決裁によって制定される「自治立法」をいう。
- ・ 法律や条例に基づいて作成される、より具体的なルール。
- ・ 議会は、「会議規則」「傍聴規則」のみ制定できる。

##### (3) 規程

- ・ 一定の目的のために定められた一連の条項のまとまり・総体をいう。

##### (4) 要綱

- ・ 特定の事務事業等の一般的な準則を示すもの。

##### (5) ガイドライン

- ・ 要綱をさらに細目化したもの。

表2 制定形式の比較

種別	条例	規程	要綱	ガイドライン
制定等手続	議会の議決	議長の決裁	議長の決裁	議長の決裁
法的拘束力	あり	なし*	なし*	なし*
形式	条文形式	条例に準ずる	条例に準ずる	特に制限はない

上位の法令を補完するものである場合には、上位の法令と一体となって法規たる性質を有するとされている。

#### 5 三種町議会議員政治倫理条例の概要

##### (1) 条例の目的 [ 第1条関係 ]

【対象】全ての三種町議会議員が、

【手段】議員の責務の自覚・議員の政治倫理の確立により、

【目的】公正かつ民主的な議会の実現に寄与する。

## (2) 議員の責務 [第2条関係]

- ・ 議員は、町民の負託を受けた者であることを銘記し、町民全体の奉仕者として誠実にその職務を行わなければならない。

## (3) 政治倫理基準 [第4条関係]

議員の地位又は権限を利用して、経済的利益を不正に享受しないこと。

町職員の公正な職務の執行を妨げ、またはその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

ハラスメント、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

SNS等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信、または発言を行う場合において、他人の名誉を毀損し、または人格を損なわせる行為をしないこと。

## 6 委員の意見【令和6年9月2日時点】

## (1)「執行機関が設置した委員会等の委員への就任の制限」について

- ・ かみ砕いた表現で、要点を説明してほしい。
- 「7 議員の就任制限の考え方」参照

## (2)「SNS・ブログの運用ガイドラインの策定」について

- ・ 議員個人の判断では曖昧なので、議会としてのガイドラインは必要。
- ・ 運用を誤ると議会も悪く思われるため、最低限の制限は設けるべき。
- ・ ルールを定めてはっきり、わかりやすくすることはよいが、議員活動を不必に制限しない程度にするべき。
- ・ 議員の権利義務をなるべく狭めることのないように取組んでいただきたい。

## 7 議員の就任制限の考え方

- ・ 町長は、議員報酬の額等に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、特別職報酬等審議会の意見を聽かなければならない。
- ・ 議会の議員が、附属機関等の委員になることを制限した法令はないため、議員は、特別職報酬等審議会の委員になることができる。
- ・ しかし、行政実例は、「執行機関と議決機関の権能の独立の趣旨から考えると、議会の議員が、附属機関等の委員になることは適切ではない」としている。
- ・ 以上から、議員の就任制限を行うかについては、各議会が判断することになる。
- ・ なお、議員の就任制限を行う場合の方法として、条例による制限は法的拘束力があるが、規程等による制限は法的拘束力がないものとなる。

## 8 議員の就任制限に関する県内市町村への調査結果

- ・ 県内市町村議会に対し、議員の就任制限を行っているかの調査を行った。

## 県内市町村への調査結果の概要

調査対象：24市町村議会（13市・11町村）

調査日：令和6年10月31日

表3 県内市町村の議員の就任制限状況

制限なし	制限あり 条例	制限あり 規定等
17議会	4議会※1	3議会※2

1 男鹿市（議会基本条例）・潟上市（議会基本条例）・北秋田市（議会基本条例）・小坂町（議會議員倫理条例で、執行機関が設置した委員会等の長への就任を制限）

2 能代市（先例）・大館市（慣例・申合せ）・にかほ市（申合せ）

## 男鹿市議会基本条例

（議員と市長等執行機関の関係）

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、常に健全な緊張関係を保持するものとする。

（1）・（2）（略）

（3）議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関の主宰する審議委員会、諮問委員会及び協議会等に参加しない。

## 潟上市議会基本条例

（市長等との関係）

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければなりません。

（1）・（2）（略）

（3）議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法令等で特別の定めがある場合を除き、原則として執行機関の附属機関等の委員に就任しないものとします。

## 北秋田市議会基本条例

（議員と市長等執行機関の関係）

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、常に健全な緊張関係を保持するものとする。

（1）・（2）（略）

（3）議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関の主宰する会議、諮問委員会等に参加しない。

## 小坂町議會議員倫理条例

（長の就任に関する遵守事項）

第3条 議員は、町民に疑惑を生じさせることのないよう、町との請負を主とする又は被雇用者を有して事業を行う団体の長（職務代理者を含む。）及び町の機

関（議会を除く。）の長（職務代理者を含む。）の就任を辞退しなければならない。

## 9 討論

### （1）「執行機関が設置した委員会等の委員への就任の制限」について

議員の就任制限に反対

- ・ なし  
議員の就任制限を規程等で行うこと賛成
- ・ なし  
議員の就任制限を条例で行うこと賛成
- ・ 行政実例や県内の議会基本条例の例もあるため、あやふやにするのではなく、  
町民に分かりやすくすべき <堺谷直樹>
- ・ 県内の議会基本条例にもあるように、明確化するのが妥当と考える <森山大輔>

### （2）「SNS・ブログの運用ガイドラインの策定」について

SNS等の運用のルール化に反対

- ・ 表現の自由であり、議員のSNS活用は重要であるから規制すべきではない  
し、また、本町議会でこれまでに問題となった事例はない <森山大輔>  
SNS等の運用のルール化を規程等で行うこと賛成
- ・ 現行の三種町議會議員政治倫理条例第4条において、SNS等の情報発信に  
ついては一定の基準を設けているため、これに紐づけて、細かい内容は規程で  
十分である <堺谷直樹>  
SNS等の運用のルール化を条例で行うこと賛成
- ・ なし

## 10 委員会の決定【令和6年11月28日】

## (1)「執行機関が設置した委員会等の委員への就任の制限」について

~~行わない.....~~

- 議員の就任制限は、~~規程等により行う...~~ こととする。

~~条例により行う.....~~

表4 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
0人					委									
0人					委									
13人					委									

委員長は採決に参加しません。

## (2)「SNS・ブログの運用ガイドラインの策定」について

~~行わない.....~~

- SNS等の運用のルール化は、~~規程等により行う...~~ こととする。

~~条例により行う.....~~

表5 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
4人					委									
9人					委									
0人					委									

委員長は採決に参加しません。

## 1 1 三種町議会議員政治倫理条例の一部改正について

### ( 1 ) 改正する条項

- ・ 第4条（政治倫理基準）の次に、第4条の2（就任の制限）を新設する。
- ・ 規定案：議員は、議会審議における議員と町長等執行機関が常に健全な緊張関係を保持するため、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関が設置した委員会等の委員に就任しないものとする。

### ( 2 ) 公布・施行日

- ・ 公布日 令和7年9月定例会に条例案を上程し、議決次第公布する。
- ・ 施行日 令和8年6月1日（改選後の任期の始期）とする。

## 1 2 三種町議会議員ソーシャルメディア運用ガイドラインの策定について

### ( 1 ) ガイドラインの構成

#### 目的

- ・ 議員のソーシャルメディア利用に関する行動規範を明確化し、不適切な言動を防止すること。
- ・ 詐謗中傷や誤情報の拡散を防ぎ、議会への信頼を損なわないようにすること。

#### 留意すべき事項

- ・ 基本人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- ・ 発信する情報は、正確を期すとともに、誤解を招くことのないよう努めること。
- ・ 発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- ・ 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応すること。
- ・ 意思形成過程にある情報等については、公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること。

- ・ 一度発信した情報は、完全に削除することが困難であることを認識すること。

#### 発信すべきでない情報

- ・ 特定の企業・団体への利益誘導を目的とする情報
- ・ 不敬な言い方を含む情報
- ・ 人種、思想、信条等に関し、差別的な表現を含んだ情報、又は差別を助長させる情報
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る情報
- ・ 虚偽や事実と異なる風評を助長させる情報
- ・ 非公開の会議の内容に関する情報
- ・ その他公序良俗に反する一切の情報
- ・ 上記の内容を含むホームページのリンク情報

(2) 公布・施行日

- 令和7年9月定例会において本調査結果を報告し、同日付の議長決裁により公布・施行する。

## 議長公用車

### 1 議長の移動方法

- ・ 原則、議長の移動は私用車（費用弁償の支給）による。
- ・ 議長公用車は、能代市山本郡外において酒席がある場合、または、事務局長の帯同が求められている場合に使用している。

令和4年6月3日開催の議員懇談会の資料4 2「議長公務」(別添)

1 議会の代表

(1) 請願・陳情の受理

(略)

(2) 外部団体等との交際

外部団体等（次表参照）からの出席依頼に応じ、また、挨拶等を行う。

(略)

(略)

(略)

公用車は、用務先が能代市山本郡外であって、懇親会がある場合、または、事務局長の帯同を求められている会議について、利用されます。

### 2 移動手段の検討

#### (1) 議長公用車の必要性

- ・ 現在の議長公用車は平成14年4月の登録車であり、老朽化が進んでいるため、新たな議長公用車を購入するか、廃車を待つて、既存の町公用車の利用に切替えるかの検討が必要となる。

現在の議長公用車については、総務課においてその維持管理を行っているが、総務課における備品等の集中管理は既に廃止しているため、新規購入の手続及びその維持管理については、議会事務局において担うこととなる。

令和5年度に議長公用車を使用した回数は、議長公務が6回程度であり、議会事務局職員の利用が19回程度である。

#### (2) 公用車を使用する場合

現行どおり、事務局において運転業務を行う。

委託料に所要額を予算化し、公用車運転業務を民間委託する。

八峰町は、議長公務・町長公務とともに、公用車運転業務を秋田県シルバー人材センターに委託している。

## (3) 公用車を使用しない場合

タクシーを利用する。

- 使用料及び賃借料に所要額を予算化する。

町長は、送迎業務を担当する町職員が運転する公用車で公務地に向かい、当該職員の超過勤務抑制のため、帰路にはタクシーを利用するケースもある。

代行運転業を利用する。

- 役務費に所要額を予算化する。

他自治体において、代行の利用を可としている事例はあるが、いずれの事例においても、公務地を超えた場合（2次会等）の利用は不可としている。

## 3 公務地で酒席がある場合の移動費負担の検討

現行どおり、能代市山本郡外において酒席がある場合は、公費負担とする。

能代市や三種町内における酒席後の移動費は、私費負担となる。

三種町外において酒席がある場合は、公費負担とする。

町内における酒席後の移動費は、私費負担となる。

酒席がある場合は、公務地を問わず、公費負担とする。

酒席後の移動費として、私費負担は発生しない。

表1 公費・私費の範囲とする地域の別

区分	公費の範囲とする地域	私費の範囲とする地域
	能代市山本郡外 〔例：秋田市、男鹿市〕	能代市山本郡内 〔例：能代市※ <sup>1</sup> 、三種町※ <sup>2</sup> 〕
	三種町外 〔例：秋田市、男鹿市、能代市〕	三種町内
	全地域	

1 令和5年度実績：6回程度

2 令和5年度実績：15回程度

## 4 委員の意見【令和7年2月19日時点】

## (1) 移動手段

- 議長公用車の利用は、年間6回程度なので、廃車してもよいのでは。
- 自宅までタクシーや代行を使えばよいので、議長公用車は必要ない。
- 酒席がある場合は代行の方が利便性がよいので、公用車は不要。

#### (2) 公務地で酒席がある場合の移動費負担

- ・ 公務なのだから、全地域を公費負担としてもよいのではないか。
  - ・ 議会を代表しての行為なので、私費負担はおかしい。
  - ・ 酒席であっても、飲酒する必要はないのではないか。
  - ・ 三種町外の酒席については、公費負担としてもよいのではないか。
  - ・ 酒席の実績から、全て公費負担としても、過度な財政負担とならないのではないか。

5 討論【令和7年5月30日】

- 省略

## 6 委員会の決定【令和7年5月30日】

### (1)「議長公用車の必要性」について

廃車する...

- ・議長公用車は、こととする。

~~購入する...~~

表 2 表決一覽表

委員長は採決に参加しません。

## (2)「移動手段」について

## 事務局の運転業務

## 運転業務の民間委託

- 議長公務の移動は、タクシ.....を主体とする。

## 代行運転業.....

## タクシードライバーリング

表 3 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
0人					委									
0人						委								
0人						委								
7人						委								
6人						委								

委員長は採決に参加しません。

( 3 ) 「公務地で酒席がある場合の移動費負担」について

~~能代市山本郡外~~.....

- 公費負担の対象範囲は、三種町外..... とする。

~~全域~~.....

表 4 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
0人					委									
7人						委								
6人						委								

委員長は採決に参加しません。

## 議員の活動費

### 1 議員の活動費

#### (1) 議員記章

- ・ 議員の地位と権限を象徴するものであり、また、議員としての身分証明の役割がある。
- ・ 一般的には公費負担が主流だが、三種町議会は私費負担である。

#### 私費負担の考え方

議員が自らの費用で購入するため、議員としての責任感が高まり、そのため、不正利用のリスクが低減される。

一方で、議員の経済的な負担や職員との公平性（職員記章は公費負担）が問題となる場合がある。

#### 公費負担の考え方

議会事務局が一括して購入することで、議員の負担軽減及び事務処理が簡素化される。

一方で、議員の負担（再発行の手続や購入費）が少ないため、不正利用のリスクが高まる虞がある。

ただし、再発行手続の厳格化など、不正利用を防ぐための制度がある。

#### 美郷町議会議員記章規程

##### (趣旨)

第1条 この訓令は、美郷町議会議員記章（以下「議員記章」という。）のはい用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (はい用)

第2条 美郷町議会の議員は、その身分を明らかにするため、議員記章をはい用するものとする。

##### (貸与及び返納)

第3条 議員記章は、全国町村議會議長会で定めたものとし、議員の職にある者に貸与する。

2 議員は、その職を退いたときは、議員記章を返納するものとする。

##### (再貸与)

第4条 議員は、議員記章を破損又は紛失したときは、議長に届け出て、再貸与を受けるものとし、その実費を負担するものとする。

##### (転貸、譲渡等の禁止)

第5条 議員記章は、他人に貸与、譲渡又は交換してはならない。

##### (その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

##### 附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

## (2) 議員名刺

- 自己を紹介するためのツールであり、また、議員としての身分証明の役割がある。
- 一般的には私費負担が主流であり、三種町議会も原則、私費負担である。
- 例外として、議長及び副議長の名刺は公費負担である。

## 私費負担の考え方

名刺は「個人で使用するもの」という考え方に基づくと、議員活動として使用する場合と、個人的に使用する場合の違いを明確化できないため、公費負担は馴染まない。

## 公費負担の考え方

名刺は「町をPRするツール」という考え方に基づくと、統一されたデザインで三種町をPRすることによって、ブランディング効果も期待できるため、私費負担は馴染まない。

表1 三種町特別職における名刺の公費負担・私費負担の別

公費負担	議長・副議長・町長・副町長
私費負担	議會議員・教育長・教育委員・選挙管理委員・監査委員・農業委員

## 2 委員の意見【令和7年2月19日時点】

## (1) 議員記章

- 今までどおり私費負担でよい。(複数の同意見)

## (2) 議員名刺

- 今までどおり私費負担でよい。(複数の同意見)
- デザインは統一して、私費負担という方法はどうだろうか。
- 個性を尊重して、自分でデザインしたものがよいと思う。

## 3 討論【令和7年5月30日時点】

- 省略

## 4 委員会の決定【令和7年5月30日時点】

## (1) 議員記章について

私費負担…

- 改選後においては、  
とする。

公費負担…

表2 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
13人					委									
0人					委									

委員長は採決に参加しません。

## (2) 議員名刺について

**私費負担・マイデザイン…**

- 改選後においては、**私費負担・統一デザイン…**とする。

**公費負担……………**

表3 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
13人					委									
0人					委									
0人					委									

委員長は採決に参加しません。